

埼玉県告示第三百三十号

告 示

深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野元裕

深谷市	調査を行つた者 の名称	時 期	調査を行つた成 果 の称	地 区	調査を行つた認 証
平成三十年度 令和元年度	地籍簿 一冊	地籍図二十九枚	深谷第三十八地 区（大谷の一部）	令和二年三月 三十日	年 月 日 証